

サーバ管理型乗車券取扱約款

2025年1月1日
西日本旅客鉄道株式会社
公告第10号

第1章 総則

(この約款の目的)

第1条 この約款は、西日本旅客鉄道株式会社（以下、「当社」といいます。）が提供する、サーバ管理型乗車券を利用する旅客の運送等（以下「本サービス」という。）について、合理的な取扱方法を定め、もって旅客の利便性向上と円滑な利用の促進を図ることを目的とします。

(変更)

第2条 当社が定める約款は、社会情勢の変化その他の合理的必要性がある場合は、契約の目的に反せず、かつ、相当な範囲において、変更できるものとします。

2 前項によるこの約款の変更に際しては、変更後の内容と適用開始日を、駅、インターネットその他相当の方法であらかじめ公告するものとし、公告の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

(用語の意義)

第3条 この約款における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとします。

- (1) 「当社線」とは、当社が経営する鉄道をいいます。
- (2) 「情報端末」とは、インターネットに対応したスマートフォン等をいいます。
- (3) 「利用者」とは、サーバ管理型乗車券を購入した旅客をいいます。
- (4) 「サーバ管理型乗車券」とは、乗車券情報をサーバ上に電子式証票として管理するための2次元バーコードの識別情報が記録された媒体をいいます。
- (5) 「販売サイト」とはサーバ管理型乗車券をWEBもしくはアプリで販売しているサイトをいいます。
- (6) 「対応改札機」とは、サーバ管理型乗車券に対応した自動改札機をいいます。
- (7) 「目視改札」とは、係員がサーバ管理型乗車券を目視にて確認することにより改札することをいいます。

(8) 「読取改札」とは、所定の2次元バーコードを利用者自身が所持する情報端末にて正式に読み取ったことを係員が確認することにより改札することをいいます。

(適用範囲)

第4条 サーバ管理型乗車券による当社線の利用者の運送等については、この約款の定めるところによります。

2 この約款が第2条第2項により変更された場合、以後のサーバ管理型乗車券による当社線の利用者の運送等については、変更された約款の定めるところによります。

3 この約款に定めていない事項については、旅客営業規則（昭和62年4月西日本旅客鉄道株式会社公告第3号。以下「旅客営業規則」といいます。）、当社が別に定める運送条件及びKANSAIMaaS サービス利用規約等に定めるものとします。

(利用者の同意)

第5条 利用者は、情報端末を操作してチケットの購入内容を販売サイトに送信した時点で、この約款、この約款に基づいて定められた規定及びその他各販売サイトが掲げる販売条件等に同意したものとみなします。

(契約の成立時期)

第6条 サーバ管理型乗車券による当社線の利用者の運送等に関する契約は、情報端末を操作してチケットの購入内容等を販売サイトへ送信し、販売サイトがその情報を受信した後、購入内容等を該当情報端末へ返信したときに成立するものとします。

なお、委託販売会社等を通じて購入したチケットについては、利用者が委託販売会社を通じて取得したチケット情報を自身の情報端末に登録し、サーバ管理型乗車券を当該情報端末で表示できる状態となったときに成立するものとします。

2 前項の規定によって契約の成立した時以後における取扱いは、別段の定めをしない限り、すべてその契約の成立した時の定めによるものとします。

(利用環境)

第7条 利用者は、本サービスの利用にあたり必要な情報端末、ソフトウェア、電気通信サービス提供事業者から受ける通信サービスおよびその他必要となる設備を自らの責任において準備、維持するものとします。

- 2 利用者は、本サービスの利用にあたって必要となる通信費等を自らの責任において負担するものとします。
- 3 利用者は、情報端末の故障または電池切れ、電気通信サービス提供事業者から受ける通信サービスの状況が不安定である等の事由により情報端末を正常に利用できる状態でない場合又は情報端末の機能上の制限がある場合、本サービスの一部または全部を利用できないときがあります。また利用者は、情報端末について当社が別に定める推奨環境に準拠しない場合、本サービスの一部または全部を利用できないときがあります。
- 4 利用者が前項の環境を準備できなかったことに起因して利用者が被った損害について、当社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当社はその責任を負わないものとします。

(利用の制限または停止)

第8条 当社は必要により、本サービスの利用を制限または停止することがあります。

- 2 前項の場合は、予めその旨を告知するものとします。ただし、緊急を要する場合は、予告なく本サービスの利用を制限または停止することがあります。
- 3 第1項に基づく本サービスの利用の制限又は停止に伴い発生した損害について、当社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当社はその責任を負わないものとします。

第2章 発売

(発売)

第9条 サーバ管理型乗車券は、当社、関西 MaaS 協議会が運営する「KANSAI MaaS」アプリまたは当社が委託する旅行会社等において発売します。

- 2 前項の規定により発売するサーバ管理型乗車券の発売条件等は、各発売サイトの定めによります。利用者は、サーバ管理型乗車券を購入する場合、各販売サイトが定める販売条件等を確認しなければなりません。

(分配)

第10条 第三者への譲渡（以下「分配」といいます。）が可能なサーバ管理型乗車券を発売する場合があります。分配については各販売サイトの定めによります。

第3章 利用

(利用エリア)

第11条 当社線におけるサーバ管理型乗車券の利用エリアは別途定めます。

(利用方法)

第12条 サーバ管理型乗車券を用いて乗車するときは、サーバ管理型乗車券を対応改札機にかざすことにより改札をうけるものとする。

2 サーバ管理型乗車券の利用を開始する場合は利用開始操作が必要となる場合があります。

3 対応改札機による改札を受けられない場合、前項の定めにかかわらず、利用者はサーバ管理型乗車券について目視改札、読取改札による改札を受けるものとします。

(効力)

第13条 サーバ管理型乗車券は、情報端末の画面に表示された情報や別に定める内容に従った効力を有するものとします。

2 利用者がサーバ管理型乗車券を使用する場合は、乗車券情報を表示することができる自らの情報端末を携帯するものとし、係員から該当情報の呈示を求められたときは、その場で呈示しなければならないものとします。

3 情報端末の故障、充電切れ等により、乗車券情報を情報端末に表示できない場合は、サーバ管理型乗車券を使用することはできません。

4 前項において、サーバ管理型乗車券を使用できなかった場合はサーバ管理型乗車券を紛失したものとみなし、旅客営業規則第268条第1項の規定を準用します。この場合、同条第2項に規定する再収受証明書の交付を請求することはできません。

(制限事項等)

第14条 1回の乗車につき、2つ以上のサーバ管理型乗車券を同時に使用することはできません。

2 入場時に使用したサーバ管理型乗車券を出場時に使用しなかった場合は、該当サーバ管理型乗車券で再び入場することはできません。

3 サーバ管理型乗車券の破損、対応改札機の故障または停電等により対応改札機によるサーバ管理型乗車券の読み取りが不能となった場合は、サーバ管理型乗車券は対応改札機で直接使用することはできません。

4 乗車目的以外で駅に入出場することはできません。

- 5 他社において使用を制限されたサーバ管理型乗車券は、当社線においても使用することはできません。
- 6 サーバ管理型乗車券を他の乗車券と併用することはできません。
- 7 通用期間の定めのあるサーバ管理型乗車券は、該当通用期間を超えて使用することはできません。
- 8 偽造、変造または不正に作成されたサーバ管理型乗車券を使用することはできません。

(乗車変更)

第15条 サーバ管理型乗車券における、変更の取扱いは、当社が別に定めるところによります。

(払いもどし)

第16条 サーバ管理型乗車券における、払いもどしの取扱いは、当社が別に定めるところによります。

(賠償責任)

第17条 本サービスの利用について、サーバ管理型乗車券販売元や外部サービス、電気通信サービス提供事業者、情報端末における障害・不具合・設定の不備等、当社の責めに帰さない事由により利用者に生じた損害に関して、当社はその責任を負わないものとします。

- 2 正規の販売サイト以外（オークションや転売行為を含む）で購入されたチケットに伴うトラブル・損害等に関して、当社はその責任を負わないものとします。

第4章 無効

(無効となる場合)

第18条 サーバ管理型乗車券は、次の各号の一に該当する場合は無効とします。

- (1) 旅客営業規則第167条各号に該当するとき
- (2) 係員の承諾を得ず、改札を受けずに乗車したとき
- (3) 定められた使用方法に基づかず使用したとき

- (4) 係員からサーバ管理型乗車券又は乗車券情報の呈示を求められたにもかかわらず、これを呈示しないとき
- (5) サーバ管理型乗車券が偽造、変造等不正に作成されたものであったとき
- (6) その他当社が合理的な根拠をもって不正乗車の目的で使用したと判断したとき

(不正使用等に対する旅客運賃、増運賃の収受等)

第19条 前条の規定によりサーバ管理型乗車券が無効となった場合は、利用者の乗車駅からの区間に対する普通旅客運賃とその2倍に相当する額の増運賃とをあわせ収受します。

- 2 前項の規定により旅客運賃・増運賃を収受する場合に、利用者の乗車駅が判明しない場合は、旅客営業規則第266条の規定を準用します。